

令和6年度における 相続税・贈与税関係の改正 について

笠原健人

租税特別措置法等の改正（相続税・贈与税関係）

一 公益信託に係る相続税・贈与税の見直し

1 改正の内容

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「新公益信託法」という。）第2条第1項第1号に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）においては、平成19年度税制改正前のように、引き続き委託者が信託財産を有するものとして課税関係を規律する必要はないと考えられることから、旧相続税法附則第24項を削除することとされた。

① 受託者（個人）に対する課税

新公益信託の受託者が遺贈又は贈与により取得した財産（その信託財産として取得したもの）の価額は、相続税又は贈与税の課税価格に算入しないことが明確化された（相法12①四、21の3①四）。

② 受給者（個人）に対する課税

新公益信託から給付を受けた財産については、その新公益信託の信託目的にかかわらず、贈与税の課税価格に算入しないこととされた（相法21の3①一）。

③ 相続財産を公益信託の信託財産とするために支出した場合の相続税の非課税措置

本特例の対象となる相続財産を金銭に限定しないこととされた（措法70③）。また、相続財産を受け入れた新公益信託がその受入れの日から2年を経過した日までに終了（信託の併合による終了を除く。）をした場合又はその新公益信託の受託者がその受け入れた相続財産を同日までにその公益信託事務の用に供しない場合若しくは供しなくなった場合には、その相続財産の価額は、相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入することとされた（措法70④）。

2 適用関係

上記①②の改正は、新公益信託法の施行の日（新公益信託法の公布の日から起算して2年以内）から施行され（改正法附則1九）、上記③の改正は、新公益信託法の施行の日以後に支出をする財産について適用される（改正法附則54①）。

なお、新公益信託法においては、新公益信託法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号。以下「旧公益信託法」とい